

副 本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件






原 告 Ambika Budha Singh

被 告 東 京 都 外1名

準 備 書 面 (2)

令和元年6月28日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告東京都指定代理人	加	藤	眞	理	
同	岡	本		綾	
同	宮	原	真	一 郎	
同	前	田	香	里	
同	高	橋	一	光	

被告東京都は、本準備書面において、原告の平成31年3月29日付け第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）における主張に対し、必要と認める範囲で、反論（第1）及び求釈明の回答をする（第2）。

また、原告第1準備書面「第3 求釈明への回答」における原告の回答に関し、再度釈明を求める（第3）。

なお、略語については被告東京都の従前の例によることとし、被告東京都の平成31年1月25日付け準備書面(1)については、被告都準備書面(1)と表記する。

## 第1 原告の主張に対する反論

### 1 留置課員による戒具の解除と亡アルジュンの死亡との間に因果関係がないこと

(1) 原告は、被告東京都が、「緊縛が解かれてから死に至るまでの時間が少なくとも30分以内」であるとする鑑定書（甲1号証）の所見に照らし、留置課員による戒具の解除と亡アルジュンの死亡との間には因果関係が認められない旨の主張をしたことに対し、同人の死亡時刻は、最後に心臓停止が生じた本件当日午前11時34分と解すべきであるとした上で、カリウムが致死量に至る時間は諸事情により増減する旨の主張を追加し、同人に対する全ての戒具が解除された午前11時頃から同人の心停止までは30分程度であるから、鑑定書（甲1号証）の所見とも合致するとして、両者には因果関係がある旨を主張するようである（原告第1準備書面第2、1・18ないし21ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告の主張は失当である。

(2) まず、本件当日午後2時46分に亡アルジュンが死亡した旨の主張は、訴状において、原告が主張している事実であるから（訴状第1、1・2ページ）、被告東京都の主張に事実誤認がある旨の原告の指摘は、的を射ないものである。

この点を措き、原告の主張する本件当日午前11時34分を亡アルジュンの死亡時刻とした場合であっても、標準手錠及び新型捕縄等装着していた全

ての戒具の解除は、同人が意識を消失し、脈の確認も取れなくなった後に行われていることからすれば（被告都準備書面(1)第2、10、(7)ないし(10)・23ないし24ページ）、これらの戒具の解除が同人の死亡の原因となるものでないことは明らかであり、原告の上記主張は、本件における時系列を一切考慮しないもので、失当というほかない。

なお、唯一亡アルジュンが意識を消失する前に片側を解除した標準手錠についても、亡アルジュンの手首の血管を遮断するような状況にはなく、これを解除したことが、亡アルジュンの死亡の原因とならないことは、被告東京都が既に述べたとおりである（被告都準備書面(1)第3、2、(3)・26ページ）。

- (3) また、亡アルジュンに使用していた戒具のうち、手首を拘束していたベルト手錠及び膝に装着していた捕縄の解除時刻は、遅くとも本件当日午前9時2分頃（丙5号証動画5（9：03：58））であるから、原告が主張する午前11時34分を死亡時刻とした場合であっても、戒具の解除から2時間30分以上が経過しており、これが鑑定書（甲1号証）の所見と合致しないことは明白である。
- (4) さらに言えば、原告は、鑑定書（甲1号証）における「緊縛が解かれ、死に至るまでの時間はケースバイケースであるが、経験則上、少なくとも30分以内に生じる」との医師の所見について、同医師が作成した「鑑定書追補」と題する書面（甲7号証）を証拠として提出した上、これに基づき、緊縛が解かれてから死に至るまでの時間は、傷害される筋肉量、緊縛される時間、緊縛の強さに比例し、緊縛部位を場当たりの、時間を置いて、部分的な解除を行えば、30分以上の時間を必要とする場合も十分あり得ることを縷々主張しているが（原告第1準備書面第2、1、(2)ないし(5)・18ないし20ページ）、そもそも、鑑定書（甲1号証）における上記所見は、亡アルジュンに装着された戒具が、ベルト手錠のほか、両足首及び両膝を拘束するものであったこと、当該戒具が長時間にわたって使用されていたこと、送検

前に一部の戒具を解除し、送検後にすべての戒具を解除したことを前提として述べられたものであるから（甲1号証4及び5ページ）、緊縛部位や緊縛時間、段階的解除という前提条件については、甲1号証と甲7号証において変わるものではなく、この点に関する原告第1準備書面における主張が、容易に信用できるものではないことは明らかである。

以上のことからすれば、留置課員が亡アルジュンに装着されていた戒具を解除したことと同人の死亡との間に因果関係は認められない。

## 2 留置課員の一連の対応に国賠法上の違法はないこと

上記1のとおり、原告が主張する事情ないし理由によって、亡アルジュンが死亡したとは認められず、留置課員の職務行為と亡アルジュンの死亡との間に因果関係がないことは明らかである。

この点、原告が、被告都準備書面(1)において行った被告東京都の事実主張に対し、亡アルジュンが暴れたとする部分をいずれも否認し（原告第1準備書面第1、2、(6)、エほか・8及び9ページ）、同人に刑事収容施設法213条1項2号該当性を認めた留置課員の判断が国賠法上違法である旨の主張を展開していることに鑑み（原告第1準備書面第2、2ほか・21ないし23ページ）、以下、必要と認める限りで、原告の個別の主張に対する反論を行い、留置課員による亡アルジュンの対応に国賠法上違法な点はないことについて述べることにする。

### (1) 告知書の提示状況に関する原告の主張について

原告は、留置施設内での遵守事項が記された告知書を亡アルジュンに提示した状況につき、当時亡アルジュンは、体調不良で意識状態も通常ではなかったはずであるから、8ページに及ぶ告知書の内容を理解して規則通りに行動することは不可能であったなどと主張する（原告第1準備書面第1、1、(4)、イ及びウ・2ないし4ページ）。

しかしながら、留置課員が亡アルジュンに示した告知書（丙3号証の1）は、留置施設内で生活するために被留置者に知らしめるべき事項が、同人の

母国語であるネパール語で記載されており、同課員は、同人を新規留置するに当たり、同人に同告知書を示して確認させ、同人はその内容を確認した上で、ネパール語で書かれた「告知書提示確認書」（丙4号証）に署名指印していることが証拠によって裏付けられていることからすれば、亡アルジュンは、告知書の内容を理解していたものというべきである（なお、同告知書は、3月14日午後4時15分頃、留置課員が亡アルジュンに手渡した上で、確認させている（丙4号証）。）。

そもそも、当時亡アルジュンが告知書の内容を理解することは不可能であった旨の原告の主張は、何ら証拠に基づかない単なる推測でしかなく、留置施設に入場する前にパン2個を完食し、入場の際にも留置施設出入口の扉にしがみつくなどして抵抗していた同人が、告知書を理解する状態になかったとは考え難いところ、この点を措き、仮に、亡アルジュンが、告知書の提示を受けた際、その内容の全てを理解することが困難であったとしても、同人は、告知書の冒頭僅か4行に目を通すだけで、留置施設で生活する上で告知書の内容を理解する必要があること、内容を理解できなければ留置課員に質問すること、同告知書の内容はいつでも閲覧可能であることを理解し得たのであるから（丙3号証の1及び2）、告知書を提示した時点における同人の体調が不良であったことや、告知書が8ページに及んでいることは、同人が留置場内の規則を知り得なかったことの理由となるものではない（なお、原告は、亡アルジュンが、3月14日午後9時以降に留置施設内で睡眠を満足にとれなかったことなどについても、告知書の内容を理解できなかったことの理由としているが、告知書の提示は同日午後4時頃の新規留置時に行われているから、同時点以降の就寝時間帯等における同人の行動が、同人が告知書の内容を理解できなかったことの理由となり得ないことは当然である。）。

また、原告は、告知書に布団搬送に関する決まりごとが記載されていない点等を指摘した上、これに亡アルジュンが従わないことに留置課員が逆

上して同人を死に追いやったなどとも主張しているが、既に被告東京都が詳述しているとおり（被告都準備書面(1)第2、6・17ないし19ページ）、留置課員は、亡アルジュンが、留置課員の制止に従わずに居室外に出ようと暴れたため（丙5号証動画2（6：49：13～6：50：28））、同人に自身を傷つけたり、留置課員及び他の被留置者に危害を加えるおそれがあると判断して、同人に対する保護室収容及び戒具使用の必要性を認めたものであって、同人が寝具の搬送を指示どおりにできなかったことは、当該判断過程に何ら影響を与えていないから（亡アルジュンの留置が開始された3月14日においても、同人は居室から出ようとしたため、寝具の搬送は留置課員によって行われている。）、この点に関する原告の主張は、被告東京都の主張を正解しないものであり、失当というほかない。

## (2) 亡アルジュンの言語能力に関する原告の主張について

原告は、亡アルジュンが、留置課員の指示・制止に従わなかったとする被告東京都の評価は誤っており、同人は日本語が理解できなかったために留置課員の望む行動をとることができなかつただけである旨を主張する（原告第1準備書面第1、1、(4)、エほか・4ページ）。

しかしながら、ネパール語が母国語であるというだけで、約6年にわたり継続的に日本で働いていた亡アルジュンが（訴状第5、1、(2)・18ページ）、日本語を全く解さなかったとは考え難いし、この点を措くとしても、留置課員は、日本語のみならず、身振り手振りを交えた説明を行い、亡アルジュンが勝手に居室外に出た際には、同人の左右の腕をつかんで制止しているにもかかわらず、同人は、留置課員の制止を振り切って留置施設内を歩き回り、留置課員によって一旦居室内に戻されてからも、留置課員に体当たりをしながら居室の外に出ようとしていた状況からすれば（丙5号証動画2（6：49：15～6：50：28））、亡アルジュンのとったこれら一連の行動は、同人の日本語の理解力不足によるものとは到底いえず、留置課員の指示及び制止に従わない極めて粗暴なものというべきである。

この点に関する原告の主張は、言葉による指示説明と有形力を用いた制止行為とを全く区別することなく、その原因を全て亡アルジュンの日本語の理解力不足によるかのごとく主張するものであり、到底認められない。

### (3) 原告の暴れに関する原告の主張について

#### ア 戒具使用前の原告の暴れについて

(7) 原告は、被告東京都が主張するように、亡アルジュンが「両腕を振り上げるなどして抵抗した」事実は、丙5号証の動画から確認できず、動画を見る限り、亡アルジュンの行動に攻撃的な点は全く認められず、同人はトイレか何かに行こうとしただけであるなどと主張する（原告第1準備書面第1、1、(4)、カ及び同第2、2、(2)・2及び22ページ）。

しかしながら、保護室収容及び戒具使用の必要性を認めた状況については、被告都準備書面(1)第2、6で述べたとおりであり、亡アルジュンは、留置課員に体当たりをしながら居室の外に出ようとしたり、居室内に押し戻そうとする留置課員がつかんでいる自身の両腕を振り上げるなどして抵抗しており（丙5号証動画2（6：50：20～25））、同人が暴れていた状況は、証拠上明らかな事実である。

なお、亡アルジュンの居室内にはトイレが設置されており、同人が居室を出て歩き出した方向にトイレや洗面場などは存在しない。

(4) また、原告は、「亡アルジュンが居室出入口の扉をつかんで強く入室を拒んだ」との事実についても、丙5号証の動画からすれば、同人は扉にぶつかりそうになり、慌てて手を出しただけであるなどと主張する（原告第1準備書面第1、2、(6)、ウ・7及び8ページ）。

しかしながら、丙5号証の動画には、亡アルジュンが、留置課員により居室前まで連れ戻した際、左手を一旦居室の扉中央に向けて伸ばした後、扉の端をつかんで入室を拒否し、居室とは反対方向に体を移動させようとする状況が記録されており（丙5号証動画2（6：49：30））、「ぶつかりそうになったために扉に手を出した」などという態様でな

かったことは、証拠上も明らかである。

- (ウ) さらに、原告は、丙5号証動画2の6：50：09という時刻表示がされた画像を根拠に、亡アルジュンが留置課員に体当たりした事実は認められず、同人は床に膝立ちで立ち上がれず、居室の外の方向に向かっててもがこうしているとか、その後の留置課員は亡アルジュンを居室内に押し戻そうとしておらず、外に引きずり出そうとしているなどと主張する（原告第1準備書面第1、2、(6)、オ及び同第2、2、(2)・9及び22ページ）。

しかしながら、被告東京都が被告都準備書面(1)第2、6以降で、各主張ごとに記載している丙5号証の時刻の表示については、当該各主張の裏付けとなる動画の始まりの時刻を記載したものであり、同時刻に表示される画像（静止画）のみを各主張の裏付けとしているものではない。この点、丙5号証動画2（6：50：09～）には、亡アルジュンが、留置課員によって居室内に入れられた後、再度居室の外に出ようとして警告を受けたにもかかわらず、居室外の留置課員に対して体当たりをし、これを留置課員が押し戻そうとするも、亡アルジュンが更に留置課員に向かって体を預けている状況（丙5号証動画2（6：50：18～19））が記録されており、原告の上記主張は、証拠により認められる客観的事実に反するものである。

- (エ) 加えて、原告は、亡アルジュンが居室から保護室まで連行される間に暴れた事実はなく、丙5号証の動画にも、この間に原告が両腕を振り上げるなどして暴れた事実は認められないなどと主張する（原告第1準備書面第1、2、(6)、キ及び同第2、2、(2)・10及び22ページ）。

しかしながら、丙5号証の動画は、保護室前の通路における状況が記録されていないことから分かりますとおり、居室前から保護室までの経路の全てが撮影されているものではないため、同動画には亡アルジュンが居室から保護室に連行されるまでの間に、同人が両腕を振り上げるなど



して暴れた状況が撮影されていないものの、同人が、保護室に收容された直後に、留置課員につかまれている腕を振り回して抵抗している状況からすれば（丙5号証動画5（6：51：30～36））、居室から保護室まで連行される間においても、両腕を振り上げるなどして抵抗したことが強く推認されるものというべきである。

#### イ 戒具使用後から保護室を出るまでの原告の暴れについて

(7) 原告は、保護室收容後も亡アルジュンが暴れて抵抗を続けたとする事実を否認し、保護室に連行され、複数人から押さえつけられて戒具を使用されたのであるから、同人がそこから逃れようとすることは当然の行動であるとか、戒具を装着されてからは、保護室内で頭を持ち上げ、腕や手首を捻って動かしたり、膝を曲げたり、体を反転させたことは認めつつも、自傷するためには壁やトイレの方向に移動するはずであるのに同人の動きには法則がみられないし、同所には亡アルジュンのほかに誰もいなかったなどとして、原告に自傷他害のおそれがあった旨を主張する（原告第1準備書面第1、2、(7)及び(8)並びに同第2、2、(3)・10ないし16ページ並びに22及び23ページ）。

しかしながら、被告東京都が既に主張したとおり（被告都準備書面(1)、第2、7、(4)ないし(7)・19及び20ページ）、亡アルジュンは、保護室内で戒具を装着されてからも、全身を動かし続けて戒具を外そうとしたり、緩んだ戒具を装着し直そうとした際にも、足を折り曲げたり体を反転させて抵抗し、再度戒具を外そうとしたり、果てには保護室の壁面や出入口の扉に頭を擦りつけたり打ちつけるなどして、実際に右目蓋部分から出血するなどしており（丙5号証動画5（6：58：54～7：30：38））、亡アルジュンが、保護室收容後も暴れ続けていたことは証拠上も明らか事実であり、同人のこれらの行動から、同人に自傷他害のおそれがあると認め、同人の戒具使用を継続した留置課員の判断に合理性を欠くところはない（無秩序な動きであるから自傷のおそれがな

いなどという主張に理由がないことは当然である。 ) 。

- (イ) また、原告は、留置課員が、2回目に捕縄を縛りなおした後も亡アルジュンが暴れ続け戒具が緩んだとする被告東京都の主張に対し、そのような事実は存在しないと主張する (原告第1準備書面第1、2、(7)、カ・14ページ) 。

しかしながら、留置課員が2回捕縄を縛り直した後も、戒具を使用した状態で暴れ続けたため、戒具が緩んで縛り直した事実は証拠上 (丙5号証動画5 (7:19:00~7:24:02)) 明らかな事実である。

なお、原告は、保護室に入室した留置課員の行為について、脚部の縛り具合を確認するなど縄の確認だけで、亡アルジュンの苦痛を確認し、必要以上の緊縛、血液の循環を妨げないようにするなどの注意を怠っているとも主張するが、原告も認めるとおり、留置課員は、目視だけでなく、実際に脚部の縛り具合について手で触れて確認するなどしていることに加え、亡アルジュンについて、その全体を目視で確認しているのであるから (丙5号証動画5 (7:13:15~41ほか))、同人についての確認を怠っている旨の原告の主張は、理由のないものである。

- (ウ) さらに、原告は、検察庁に護送するために戒具を解除した際、亡アルジュンが全く暴れていないと主張する (原告第1準備書面第1、2、(8)・14ないし16ページ) 。

しかしながら、丙5号証動画5には、留置課員が、亡アルジュンに標準手錠を装着しようとした際、同人が両手を動かすなどして激しく抵抗している状況が記録されているから (丙5号証動画5 (09:03:30~50))、原告の上記主張は事実に反するものである。

そもそも、亡アルジュンが暴れていなければ、留置課員において、あえて亡アルジュンの足首部分に使用した新型捕縄を解除せずに同人を抱き上げて保護室から運び出したり (丙5号証動画5 (9:10:21~

30) )、わざわざ車椅子を準備して、同人を車椅子に乗せて留置施設から出場させ、護送車両に乗せ替えたりする理由がない（もとより、被留置者を検察庁に護送するに当たっては、通常、複数の被留置者を護送バスに乗せて行う「集団護送」によるところ、亡アルジュンが暴れていなければ、わざわざ、個別に護送のための人員及び車両を必要とする「単独護送」を行うはずがない。）。

#### ウ 小括

以上のとおり、亡アルジュンに暴れがなかった旨の原告の主張は、いずれも失当である。

#### (4) 亡アルジュンに対する戒具使用時の状況に関する原告の主張について

ア 原告は、留置課員及び応援に駆けつけた新宿署員が、亡アルジュンに戒具を使用した状況について、非人道的な残虐行為であるなどと主張する（原告第1準備書面第1、2、(7)、ア・10及び11ページ）。

しかしながら、戒具を使用した際にも亡アルジュンが暴れていた状況は、証拠上明らかな事実であるといえ、新宿署員は、そのような同人の様子から自傷他害のおそれを認め、戒具を使用したものであり、戒具使用時においても、新宿署員は、暴れる原告を押さえているのみであり、何ら違法な行為をしていない。

イ また、原告は、戒具使用時、亡アルジュンを16人の新宿署員が取り囲んでいることも過剰であるなどと非難しているが、実際に同人に戒具を装着しているのは数名であり、その他の新宿署員は、同人の暴れによって同人及び新宿署員が受傷することなどを防止するために監視等に当たっているものであり、何ら非難される理由などない。

ウ さらに、原告は、亡アルジュンに使用された戒具の装着状況について、必要以上にきつく縛っていたと主張するが（原告第1準備書面第1、2、(7)、エ・12ページ）、留置課員は、同人に戒具を装着するに当たり、圧迫しすぎないように十分に配慮しており、このことは、同人が装着された

戒具を自身の手でつかんで緩ませていることから（丙5号証動画5（7：04：30～7：05：10ほか））、明らかであるといえる。

そして、戒具を緩ませて隙間を作り、その隙間を利用して執拗に手足を動かし続ければ、戒具と接触する身体部位を負傷するおそれがある上、亡アルジュンが、戒具により両手両足を拘束されているにもかかわらず、実際に保護室の壁面や出入口の扉に頭を擦りつけたり打ちつけるなどして、右目蓋部分から出血するに至っていた状況からすれば、当時、同人には、戒具を外されてしまった場合に当該戒具を使用して更なる自傷行為を行う具体的なおそれが生じていたというべきであるから、留置課員において、被留置者の受傷事故防止の観点から、戒具を外そうとする同人の行為を制止し、戒具を適切に装着し直す必要があると認めた判断は合理的なものである。

エ したがって、留置課員による戒具使用は、亡アルジュンの受傷事故を防止するために必要な措置であるといえ、そのために行った体を押さえるなどの行為は、戒具を安全に装着するために必要と認められる最低限度の有形力の行使であるから、いずれも適法な職務執行であることは明らかであり、これを非人道的などと非難する原告の主張は失当である。

なお、原告は、丙5号証の動画から、留置課員が保護室内で亡アルジュンを左足で踏みつけたり、右腕を振り上げて殴りつけようとしているなどと主張しているが、そのような事実がないことは、証拠を見れば明らかであり、捕縄を引っ張って戒具を適切に装着し直そうとする留置課員の行為を殴りつけようとしているなどと事実を歪曲して主張するもので、全く無意味な主張である。

#### (5) 小括

以上のとおり、亡アルジュンが戒具使用前及び戒具使用中に暴れていたことは証拠上も明らかな事実であり、刑事収容施設法213条1項2号の要件該当性を認めた留置課員の判断に合理性を欠くところはないから、亡アル

ジュンに対する留置課員の一連の対応に国賠法上違法な点は存在しない。

### 3 その余の原告の主張について

#### (1) 被告東京都の主張が警視庁警察官から聞いた説明と異なる旨の原告の主張について

原告は、原告が訴状で記載している事実は、平成29年5月2日に警視庁原宿警察署において、警視庁の警察官から受けた説明に基づいており、被告東京都の主張する事実のうち、同説明と異なる部分は真実性を欠くなどと主張する（原告第1準備書面第1、1、(1)ほか・1及び2ページ）。

この点、平成29年5月2日の警視庁の警察官による説明の詳細は不明であるが、同警察官が、捕縄について一般的に分かりやすい「ロープ」という用語を使用したとの点などは理解できるものの、同警察官が、検察庁護送時に外したのがベルト手錠のみであるとか、解除の時刻が午前9時18分であると説明した（原告第1準備書面第1、1、(6)・5ページ）との点については、丙5号証動画5を見れば、午前8時58分頃（正規時刻）からベルト手錠の解除を開始し、午前9時2分頃（前同）にはベルト手錠及び膝に装着していた捕縄の解除を終えていることが証拠上明らかであり、同警察官が、これと全く異なる説明を行ったとの点については、容易に認められるものではない。

いずれにしても、被告東京都は、亡アルジュンに使用した戒具の装着前の状況から、同人を検察庁に護送するために留置施設から出場させるまでの状況を撮影した客観的証拠（丙5号証）を提出した上、同証拠に基づく事実を主張しており、真実性を欠くところなどない。

#### (2) 戒具の装着完了時刻に関する原告の主張について

原告は、「午前6時56分に全ての戒具の装着を完了した（丙5号証動画5（6：52：01）、丙6号証）」（被告都準備書面(1)第2、7、(2)・19ページ）との被告東京都の主張部分につき、新宿署員が亡アルジュンの身体から手を離したのは、6：58：28であり、「6：52：01」ではない

などと主張する（原告第1準備書面第1、2、(7)、イ・11ページ）。

しかしながら、上記2、(3)、ア、(ウ)において述べたとおり、被告東京都が被告都準備書面(1)第2、6以降で、各主張ごとに記載している丙5号証の時刻の表示については、当該各主張の裏付けとなる動画の始まりの時刻を記載したものであり、全ての戒具の装着完了時刻が、丙5号証動画5の表示時刻「6：52：01」であると述べたものではない。

もとより、被告東京都は、正規時刻で午前6時56分に全ての戒具の装着を完了したと主張しているのであり、丙5号証の表示時刻が正規時刻より1分30秒早いことからすれば（被告都準備書面(1)第2、6、(1)・17ページ）、かかる被告東京都の主張部分は、原告が亡アルジュンの身体から手を離れたと主張する丙5号証の表示時刻と相違せず、客観的事実に即したものであることは明白である。

## 第2 原告の求釈明（原告第1準備書面第4）に対する回答

本件当日に留置課員が保護室内で亡アルジュンを撮影したビデオカメラ動画及び同人の司法解剖の鑑定書については、いずれも、平成30年2月23日、被疑者不詳の殺人被疑事件として検察官に送致しており（被告都準備書面(1)第2、12参照・24ページ）、被告東京都は保有していない。

## 第3 求釈明

### 1 国賠法の適用の有無について

- (1) 国賠法6条は、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定しているところ、「相互の保証があるときに限り」に該当するといえるためには、外国人の母国において、我が国と同様に外国人に対する国家賠償が認められている必要があり、その賠償の根拠は、国賠法等の法律に明文化されていることまでは必要ないが、少なくとも、法律に代わる条約、協定、あるいは解釈、判例等によって、

外交上又は事実上、相互保証が認められている必要がある（宇賀克也・国家補償法362ページ）。

(2) そして、相互保証の趣旨が、日本人が外国で保護を受けない場合との均衡において、我が国が外国の国民に保護を与えないとするものである以上、相互保証の有無は、当該事実関係と同一の事実関係において日本人が同等以上の保護を与えられるかという観点から決せられるべきものと解される（最高裁昭和58年6月7日第三小法廷判決・民集37巻5号611ページ、宇賀・前掲国家補償法365ページ、古崎慶長・国家賠償法254ページ）。

(3) したがって、本件において、相互保証があるといえるかは、原告及び亡アルジュンの本国（母国）であるとするネパールにおいて、

ア 国家及び地方自治体等に対する

イ 刑事司法手続において、捜査を担当する検察あるいは警察組織等の公務員を行為者として、

ウ 当該公務員の故意及び過失並びに職務上の違法性を要件とする

オ 死亡者の逸失利益及び慰謝料、妻固有の慰謝料、弁護士費用の損害賠償請求が、

カ 日本国民に

保証された制度となっているかが明らかにされる必要がある。

(4) しかしながら、この点について原告は、ネパールにおいて、

ア 国家賠償請求に関する特別法は存在しない

イ 1853年制定「ムルキ・アイン」第2部第1章の民事訴訟法に関わる諸規定中に、国家賠償請求についての特別規定は存在しない

ウ 国家無答責を定める規定も存在しない

などと、法律上、相互保証を認めた規定が存在しないことを前提とした上で、単に、国家無答責を定める規定が存在しないことのみをもって、「日本人は通常の民事訴訟手続においてネパール政府に対する損害賠償請求をなし得る制度となっている」旨を主張しており（原告第1準備書面第3、1・23及

び24ページ)、原告は、上記(3)の損害賠償請求が日本国民に保証されているか否かはもとより、判例や行政実例を挙げるなどして、包括的な相互保証が事実上認められていることすら立証していないのであるから、原告の主張のみをもって、国賠法6条における相互保証の要件が充足されていると認めることはできない。

(5) なお、「ムルキ・アイン」においては、傷害など特定態様の不法行為に関する定めが設けられていることはうかがわれるが、人の死亡に関する個別の定めは認められず、ネパールにおいては、平成29(2017)年6月頃まで、一般不法行為法が存在しないともいうべき法状況にあったとされている(長尾貴子・「新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から(4)～」ICD NEWS第71号79及び80ページ・丙13号証)。

(6) 以上の点を踏まえ、原告において、国賠法6条における相互保証の要件が充足されていることについて、追加の主張立証があれば明らかにされたい。

## 2 亡アルジュンの相続関係について

(1) 原告は、「ムルキ・アイン」第13章14条により、妻は夫の死亡に際して、夫の葬儀の後に残った、夫ならびに同居または別居の夫の父の収入並びに債務を含むすべての財産に対して、妻たちと子と平等の持ち分を有するため、原告は亡アルジュンの被告らに対する損害賠償請求権を相続により取得したと主張するが(原告第1準備書面第3、2・24ページ)、同条は、被相続人の財産は、妻たち及び息子ら、娘らと平等に分配されるとされている(同旨、ネパール法委員会ホームページ(英語版)に掲載の「ムルキ・アイン(The Muluki Ain (General Code))」第13章1条、4条、14条(Part-13、Number1、Number4、Number14)・239、242及び243ページ)。

したがって、本件においては、亡アルジュンについて、原告以外の妻ら、子供らの有無、また娘の場合同居の有無、持分割合、仮に他の相続人が不存在あるいは原告が亡アルジュンの損害賠償請求権等を相続したとするならば、



その立証が必要であることから、この点について明らかにされたい。

#### 第4 結語

以上のとおり、原告の被告東京都に対する請求に理由がないことは明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。